

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	存在 不 存在	(根拠規定) 条例7条										
									1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号	8号	9号
13	H31.1.7	H31.2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・30政調渉第016号 職員の海外出張(ロンドン)に伴う経費の支出及び支出命令書及び 領収通知書 ・30政調渉第021号 職員の海外出張(ロンドン)に係る携帯電話等の借上げ経費の支出について及び 支出命令書及び 領収通知書 ・30政調渉第022号 職員の海外出張(ロンドン)に伴う現地経費の支出について及び 支出命令書及び 領収通知書 ・28政総総契第183号 国際金融都市・東京のあり方懇談会の実施に伴う通訳業務委託及び 支出命令書 ・28政総総契第184号 国際金融都市・東京のあり方懇談会の実施に伴うテレビ電話通話業務委託及び 支出命令書 ・28政総総契第185号 国際金融都市・東京のあり方懇談会の音声転写委託(単備契約)及び 支出命令書 ・28政総契第165号 国際金融都市・東京のあり方懇談会の調査検討委託及び 支出命令書 ・28政調政第1059号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会」メンバーへのインタビューの経費の支払いについて及び 支出命令書 ・28政調政第1056号 「国際金融都市・東京」実現のための調査検討委託及び 支出命令書 ・平成29年4月14日付 会議用コピーの購入 前渡金支払予定書及び 領収証 ・平成29年5月19日付 会議におけるコピー代の取戻前渡金支払予定書及び 領収証 ・平成29年7月11日付 会議用コピーの購入 前渡金支払予定書及び 領収証 ・平成29年9月12日付 会議用コピー等の購入 前渡金 	97	1					1	1						<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自宅最寄り駅及び経路 ・事業者の担当者名(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・事業者の口座情報(7条3号)口座番号等は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため ・事業者の印影(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 	政策企画局調整部渉外課	
14	H31.1.7	H31.2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・28政調政第069号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第1回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・28政調政第1058号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第2回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・28政調政第1111号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第3回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・29政調渉第130号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第4回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・29政調渉第27号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第5回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・29政調渉第495号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第6回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・29政調渉第605号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第7回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・29政調渉第781号 「国際金融都市・東京のあり方懇談会(第8回)」の出席メンバーに対する謝金の支払について及び 支出命令書 ・平成29年10月13日付 会議用飲料水の購入 前渡金支払予定書及び 領収証 	50	1												<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の口座情報(7条3号)口座番号等は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため ・事業者の印影(7条4号)印影を公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 	政策企画局調整部渉外課	
15	H30.11.20	H30.2.19	29政総契第165号の2 東京開発フロンストップセンターのPR動画作成委託の契約書及び 支出命令書	11	1							1	1			<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の口座情報(7条3号)口座番号等は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため ・事業者の印影(7条4号)印影を公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 	政策企画局調整部渉外課		

